

扶養から外す手続きが必要です

ご家族が就職をした、収入が増えるなどしたときは扶養から外す手続きをする必要があります。詳しくはこちら
ます。自動的に健康保険組合への手続きは行われませんので、**該当する方は「被扶養者（異動）届」に「被保険者証」を添え、事業所を通じて当組合に提出してください。**



1

被扶養者が**就職**したとき



2

被扶養者であった
お子さんが**結婚**したとき



3

被扶養者の**収入**が年間130万円（月間108,334円）以上（60歳以上および身障者は180万円（月間150,000円）以上）の見込みになったとき

年間とは……収入を得た（収入に変更がある）とき（月）から1年間（その年の1月～12月の合計ではありません）

収入とは……給与（交通費など含めた総支給額）・年金（障害・遺族など含めたすべての年金）・給付金（雇用保険・出産手当金など）・不動産・自営業・利子などの継続的な収入

※新型コロナウイルスワクチン接種に従事する医療職の方には特例があります。詳しくはこちら⇒



4

被扶養者であった配偶者と**離婚**したとき

5

被扶養者が**死亡**したとき

6

別居の被扶養者への送金証明ができないとき。
仕送りをやめたり、送金額が減って**生活維持関係**ではなくなったとき



7

失業給付を日額3,612円以上（60歳以上および身障者は日額5,000円以上）受給している期間

当組合からの
お願い

当組合では、毎年、厚生労働省の指導、通知などにより被扶養者の資格確認調査を行っています。調査は秋ごろに行う予定です。調査依頼がお手元に届きましたら、ご協力をお願いいたします。

被保険者が退職した翌日や扶養からはずれる状況になったあとに、
当組合の被保険者証で受診したときは、

**組合負担分の医療費の返還請求を
させていただきます**

資格喪失後の受診に係る医療費は、本来当組合が負担する費用ではありませんので、返還請求にあたっては厳正に対応しています。